

# 石川県公報

平成 23 年 9 月 20 日  
第 1 2 4 2 6 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公安委員会	
種畜証明書の交付	(生産流通課) 1	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	2
保安林の指定施業要件の変更	(森林管理課) 1		
公 告			
宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告	(建築住宅課) 2		

## 告 示

### 石川県告示第399号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定により、平成23年度定期種畜検査に合格した家畜の飼養者に次のとおり種畜証明書が交付された。

平成23年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

種 畜 証明書 番 号	登 録 ・ 登記番号	品 種	名 前	等級	生年月日	血統 { 父 母	産地	所有 区分	飼 養 者 の 住 所 ・ 氏 名
平23 石川県1 第1号	全和黑 13744	黒毛和種	平茂福盛	2級	平成14年 11月3日	平茂勝 ほりふく	長野県 飯田市	その 他	白山市御影堂町11 森川畜産株式会社
平23 石川県1 第2号	全和黑 14037	黒毛和種	高洲平茂	2級	平成16年 12月28日	平茂勝 ゆりひめ	福井県 坂出郡 坂井町	その 他	鳳珠郡能登町当目31 字69番地甲 農事組合法人柳田肉 用牛生産組合

### 石川県告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
金沢市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
金沢市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る立木の伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

平成23年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許年月日及び番号
大成不動産株式会社	本田 靖 男	白山市藤波1丁目6番地4	平成20年3月12日 石川県知事(5)第3106号

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第99号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成23年9月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

87	主要地方道 山中伊切線	加賀市片山津温泉モ4番地9先から 加賀市片山津温泉乙11の21番地1先 まで	約 180 メートル	終日	自動車及 び原動機 付自転車	片山津温泉南交差点 方向から片山津総湯 前交差点に至る方向
----	----------------	--	---------------	----	----------------------	-------------------------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）大聖寺警察署管内の表35、36、37の項を次のように改める。

35	主要地方道 山中伊切線	加賀市片山津温泉乙30番地1 先	潮津町方向から富塚方向への直 進	自動車及び原 動機付自転車	終 日
36	市道 C 55 号 線	加賀市片山津温泉モ4番地10 先	片山津温泉口交差点方向から富 塚町方向への右折	自動車及び原 動機付自転車	終 日
37	市道 C 10 号 線	加賀市片山津温泉モ5番地1 先	柴山瀧方向から富塚町方向への 左折	自動車及び原 動機付自転車	終 日

別表第10 (自転車の歩道通行可) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

87	東金沢停車場線	金沢市三池町206番地 5 先から 金沢市三池町206番地 5 先まで	終 日	約 15 メートル
----	---------	--	-----	--------------

別表第10 (自転車の歩道通行可) 金沢東警察署管内の表 1、2 の項を次のように改める。

1	国 道 359 号	金沢市小坂町中93番地先から 金沢市山の上町32番地 9 号先まで	終 日	約 1,400 メートル
2	国 道 359 号	金沢市小坂町中67番地先から 金沢市森山 2 丁目 3 番 1 号先まで	終 日	約 1,400 メートル

別表第10 (自転車の歩道通行可) 珠洲警察署管内の表38の項を次のように改める。

38	市 道 28 号 線	珠洲市野々江町メの部 4 番地 1 先から 珠洲市野々江町 1 字 1 番地先まで	終 日	約 740 メートル
----	------------	--	-----	---------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

238	市道小坂 2 号 疋 田 町 線	金沢市今昭町丙 7 番地 3 先から 金沢市疋田 1 丁目 4 番地先まで	約 820 メートル	毎時 30キロ メートル	終 日	車両 (けん引 を除く。)
-----	---------------------	--	---------------	--------------------	-----	------------------

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表に次のように加える。

74	市 道 139 号 線	珠洲市野々江町ユ部45番地 1 先から 珠洲市野々江町シ部75番地 1 先まで	約 520 メートル	毎時 40キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引 を除く。)
75	市 道 724 号 線	珠洲市野々江町ユ部36番地 1 先から 珠洲市野々江町ユ部 1 番地 1 先まで	約 200 メートル	毎時 40キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引 を除く。)
76	市 道 667 号 線	珠洲市野々江町キ部60番地 1 先から 珠洲市野々江町子部55番地先まで	約 400 メートル	毎時 40キロ メートル	終 日	車両 (原動機付 自転車及びけん 引 を除く。)

別表第18 (駐車禁止) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

361	市 道 北 安 江 1 丁 目 線 9 号	金沢市北安江 1 丁目 9 番10号先から 金沢市堀川新町145番地先まで	約 180 メートル	終 日	車 両
362	市 道 北 安 江 1 丁 目 線 14 号	金沢市北安江 1 丁目722番地 2 先から 金沢市七ツ屋町又26番地 1 先まで	約 40 メートル	終 日	車 両

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

423	市 道 準 幹 線 582 号 近 岡 南 新 保 線	金沢市直江町口15番地 4 先から 金沢市近岡町543番地先まで	約 1,200 メートル	終 日	車 両
-----	-----------------------------------	-------------------------------------	-----------------	-----	-----

別表第20 (停止禁止部分の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

37	市 道 2 級 幹 線 355 号 堀 川 京 町 線	金沢市堀川町21番地15号先		終 日	車 両
----	-----------------------------------	----------------	--	-----	-----

